

一 第2章 会計 一

大雪地区広域連合指定金融機関の指定

平成 16 年 3 月 29 日

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 168 条第 2 項の規定により、大雪地区広域連合に属する現金の出納のため指定金融機関を設置し、下記の者に取り扱わせるものとする。

記

東 川 町 農 業 協 同 組 合